

第10期あきる野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて

1 第10期あきる野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

| | |
|-------|---|
| 根 拠 | 老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画） 介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画） |
| 計画期間 | 令和9年度から令和11年度まで |
| そ の 他 | 第10期計画から「市町村認知症施策推進計画」を内包して策定する。 |

2 あきる野市介護保険事業計画策定委員会の設置

あきる野市介護保険事業計画策定委員会設置要綱に基づき、幅広い関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、あきる野市介護保険事業計画策定委員会を設置する。

○委員17人以内

○令和8年2月から令和9年3月までを予定

3 各種調査の実施

(1) 在宅介護実態調査

| | |
|-------|--|
| 目 的 | 被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握し、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためには、どのようなサービスが必要か」という観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする。 |
| 調査期間 | 令和7年10月20日から令和7年12月22日まで |
| 対 象 者 | 要支援・要介護認定を受けている方で自宅に住んでいる方 |

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

| | |
|-------|---|
| 目 的 | 日頃の生活状況や市の高齢者施策に関する率直なご意見・ご要望を伺い、計画を策定する上での基礎資料とすることを目的とする。 |
| 調査期間 | 令和8年1月13日から令和8年2月9日まで |
| 対 象 者 | 「要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方」及び「要支援1・2の認定を受けている方」 |

4 その他（主な国の動向）

(1) 令和8年度介護報酬改定（臨時）

介護職員の処遇改善加算の拡充を図るため、計画期間の期中であるが、令和8年度に介護報酬を2.03%引き上げる臨時改定をすることとした。

(2) 介護保険サービスの2割負担の対象者拡大の検討

令和7年末までに結論を出すとしていた2割負担対象者の拡大については、令和7年末の結論を見送り、令和8年度末までに結論を出すこととした。